

社会福祉法人金沢市民生協会 行動計画（女性活躍推進法）

女性が多い職場環境の中で女性職員が安心・安定して、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 当法人の課題

育児休業取得、復帰後の就業について、不安を抱える職員が多く、当法人が推奨している制度の利用について、職員への周知が不足している。

3. 目 標

目標1：女性労働者の育児休業取得率を100%にする。

（取組）妊娠中の職員に対して、個別のガイダンスを行う。また、職員の入職時には就業規則とともに育児・介護休業規程についても配付する。

目標2：男性労働者の育児休業取得を1人以上達成する。

（取組）職員（男女問わず）に対する制度の周知。職員組合からの制度利用の推進。

目標3：子の看護休暇制度の取得条件を拡充する。

（取組）子の対象年齢の拡大、時間単位取得によるいわゆる「中抜け」取得を可能とする。